

(様式) 構造改革特別区域基本方針別表1(第3次提案に基づく追加部分)の原案に関する  
一般からの意見に対する回答

対応方針 別表1の番号	1 2 1 4
構造改革特別区域において実施可能な特例措置	特殊車両通行許可に関する総重量の許可限度重量の緩和
意見提出者名	東京都
意見の要点	<p>1. エアサスペンションを装着した車両が舗装に与える影響について提示していただかなければ判断できない。</p> <p>2. 修繕を前提にするのではなく、舗装構造の強化を検討する必要があるのではないか。</p>
意見に対する回答	<p>1. エアサスペンションを装着する車両の軸重が10tから11.5tに増加した場合、動的軸重の最大値は軸重10tのリーフサスペンション車と同程度であることを確認している。なお、舗装の疲労に対しては約1.75倍の影響があるものと試算される。</p> <p>2. 別表1に示す舗装の維持、修繕等に関する費用負担は、道路を適切に管理するための措置の例示であり、舗装構造の強化を含め、各道路管理者と構造改革特区計画を作成する地方公共団体又は実施主体との協議により措置の内容が決定されることとなる。</p>
担当省庁名	国土交通省